

【第 26 期分野別委員会委員長/世話人のみなさま】

分野別委員会の下に設置される分科会等の設置について

2023 年 9 月 29 日
第 25 期日本学術会議会長 梶田 隆章

日本学術会議は、会則により常置の機能別委員会と分野別委員会、臨時の課題別委員会等を設置して、諸活動を展開しています。分科会、小分科会、小委員会等（以下、「分科会等」）は、必要に応じてこれらの委員会のもとに設置されるものであり、その活動やあり方は、日本学術会議が果たすべき役割・機能に応じて不断に見直されるべきものです。前の期に設置されていたという理由だけで継続させてよいものではありません。

分科会等での審議に基づく提言、見解、報告などが政府や広く社会の各方面に向けて「科学的助言」の一環として発出され、また分科会等の主催による公開シンポジウム等も多数開催されて、これらが日本学術会議の活動の中核をしてきました。このうち科学的助言活動について、2021 年 4 月の総会でとりまとめた「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（以下、「より良い役割発揮」という。）では次のようにまとめています。

科学的助言を意味あるものとするためには、提言等を策定する委員会・分科会で活動する会員・連携会員が、日本学術会議の行う科学的助言の意義と固有の性格を深く理解する必要があります。個別分野の観点にとどまることなく、そこからのボトムアップの発想と学術総体の観点、さらに多様で時に相互に矛盾・対立する社会的要請との間の調整に留意しつつ、対象を明確化した公正で適切な課題設定を行う仕組みの構築が必要です。同時に、日本学術会議からの意思の表出に求められる中長期的視点と俯瞰的視野と分野横断的な検討の 3 点が担保されているかをねに自己点検し、学協会等の提言との役割分担も求められます。

1. 分科会の設置及び活動の見直しについて

第 25 期には、総会等の場で分科会等のあり方についてご議論いただきました。その際、予算的制約や分科会等の活動をサポートする事務局の体制などの条件も勘案しつつ、分科会等の活動実態のデータも提示いたしました。しかし残念ながら、分科会等のあり方を改革する具体的方途について合意には至りませんでした。そのた

め、第 25 期幹事会は、「より良い役割発揮」に示した観点に依拠しつつ分科会等の活動の内容や設置のあり方について検討を進めることを第 26 期への引き継ぎ事項といたしました。本件は、内閣府に設置された「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」の議論及び設置形態を含むあり方の検討とも深く関わることから、第 26 期幹事会はもとより、各部・各分野別委員会においてかかる状況を勘案した抜本的な検討をお願いいたします。

その上で、検討結果が会員・連携会員に十分に共有され、それらを踏まえた形で第 27 期期首から新たな方針と体制のもとで分科会等の活動が行われるよう準備を進めていただくのが望ましいと考えています。なお、第 26 期における検討の素材として、これまでの議論をもとに「分野別委員会に置かれる分科会等の見直しにおける現状と主な課題」(別紙1)も作成しましたので、そちらもご覧ください。

2. 第 26 期の期首における分科会設置について

このような抜本的な検討に先駆けて、第 26 期に分野別委員会の下で設置される分科会等の設置や活動についても、上記の趣旨を勘案してください。特に第 26 期の期首において、次の2点について分野別委員会で検討をお願いいたします。

①分野別委員会において、第 26 期の分科会等の設置方針を審議し、分科会等の設置の必要性について慎重な検討をお願いいたします。

分科会等の設置については、分野別委員会としての設置の方針を十分に審議した上で、分科会等の設置の必要性を慎重に検討の上で申請していただくことをお願いいたします。その観点からは、10 月総会時に開催される第1回分野別委員会では十分な審議の時間を取れないことも想定されますので、拙速に分科会等の設置申請を決定することは差し控えてください。明らかに緊急度・必要度の高い分科会は迅速に立ち上げる一方、科学的助言を要請される社会課題等は時間の経過とともに大きな変化があることも踏まえて、分野別委員会で新たに取り組むべき課題を洗い出すなど、1ヵ月ないし2ヵ月程度分野別委員会で集中的に議論した上で分科会設置の準備を進めていただくようにお願いいたします。前述の通り、第 25 期にも設置されていたという理由だけでの設置は避け、当該分科会を設置する必要性について広く理解の得られるものとなるよう準備をお願いいたします。

分野別委員会としての設置の方針、分科会等の設置の審議に当たっては、特に以下の点についても検討していただけます。

<分科会等の設置について考慮いただきたい点>

- ・第 25 期における活動状況(参考資料参照)から、活動実態がないあるいは低調な分科会については廃止を検討する。
- ・設置の目的及び審議内容は、中長期的視点と俯瞰的視野と分野横断的な検討という3点を担保しているか。各学術分野の学協会で代替できないような審議を行うものであるか。
- ・委員構成は、中長期的視点と俯瞰的視野をもって、分野横断的な議論を行うことができる多様性のある委員構成となっているか。
- ・委員数は、実質のある議論を行うことができる人数となっているか。
- ・当該分野別委員会内のみならず、他部や他分野別委員会の分科会等とのあいだで審議テーマの重複がないように調整されているか。

なお、以下の分科会等については、第 25 期の幹事会において、第 26 期における設置をすでに決定または第 26 期幹事会への設置提案を申し送りしています。

1) 日本学術会議が加盟する国際学術団体等に対応する分科会等

加盟国際学術団体に対応する分科会・小委員会の継続的な活動を確保するため、第 26 期に向け、第 25 期中に同分科会・小委員会の設置を決定した(国際委員会運営要綱及び分野別委員会運営要綱等の一部改正、令和5年8月 29 日第 351 回幹事会決定)。構成員は第 26 期に申請し決定する。

2) 第 26 期の期首において、公開シンポジウム等の主催を予定している分科会等

期首(令和5年 10~11 月)に公開シンポジウム等を開催予定の分科会については、第 26 期第二回幹事会(10 月 4 日開催予定)に暫定設置(設置期間は3ヶ月に限定)を申請し、承認を受ける。暫定設置期間経過後に分科会を継続する場合は、改めて新規に設置を申請し審議・承認を受ける。

② 分野別委員会が分科会等の活動を把握する仕組みづくりと、第1回分野別委員会における会則第 27 条第2項に基づく分野別委員会の決定について、十分な検討をお願いいたします。

分野別委員会に置かれる分科会の設置申請者は、分野別委員会を代表する立場にある分野別委員長であり、分野別委員会・分野別委員長には分科会の活動についてしっかりと把握することが求められます。ところが、第 25 期には、分科会による科学的助言(見解・報告)や公開シンポジウム・学術フォーラムなどに関する幹事会への提案について分野別委員会が十分把握していないように見受けられる事例がありま

した。分科会等はあくまで分野別委員会の下に設置・運営されるものですので、分野別委員会の責任を曖昧にすることなく分科会等の活動状況を把握する仕組みを点検し、必要な場合にはその構築を検討するようお願いいたします。

関連して、分野別委員会は、日本学術会議会則第 27 条第2項に基づいて分野別委員会から分科会への議決権の委任を行うことができます。通例、第1回分野別委員会時に分科会への議決権の委任を行う決定を行っております。第1回分野別委員会では、前述の趣旨を踏まえ、十分かつ慎重な審議の上で決定してくださるようお願いいたします。

(参考)

- 日本学術会議会則第27条第2項は、「委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができます。ただし、法第4条の諮問に対する答申及び法第5条の勧告並びに第2条に規定する意思の表出(見解及び報告を除く。)に関してはこの限りでない。」と規定しています。これにより、意思の表出のうち答申・勧告・提言は、分科会の議決をもって委員会の議決とことができない、すなわち分野別委員会の決定が必要とされています。ところが、これら以外の事項については分科会の議決をもって分野別委員会の議決とみなすことができる、とされています。
- 他方、分野別委員会のなかには、分科会活動を把握するために、分野別委員会が分科会の議決を把握するような決定を行ったり、重要な事項の議決について、分野別委員会の議決を必要とする決定を行ったりしています。
- 第1回分野別委員会において、分野別委員会が分科会等の活動について適切に把握するという観点から、慎重かつ十分に審議し、決定してください。
- 分野別委員会の決定例を記していますので、参考にしてください。
 - ①分科会の議決の前に分野別委員会に報告することを求める事例(法学委員会等)
 - ②分科会の議決の内容を分野別委員会に報告を求める事例(数理科学委員会等)
 - ③分野別委員長が委員会の議決を必要とした場合には分野別委員会での議決を必要とする(史学委員会、環境学委員会、地球惑星科学委員会、情報学委員会、材料工学委員会等)
 - ④特定の事項に関する議決は分科会に委ねず分野別委員会の議決を必要とする事例(化学委員会等)
 - ⑤分科会の議決に委ねないで分野別委員会の議決によってすべて決定する事例(物理学委員会)

以上

別紙1 【第25期幹事会から第26期幹事会への引き継ぎ事項】

分野別委員会に置かれる分科会等の見直しにおける現状と主な課題

2023年9月29日
幹事会

日本学術会議（以下「本会議」という。）は、日本学術会議法に基づき設置される総会、人文科学・生命科学・理学及び工学にかかる三つの部、幹事会に加えて、みずから定めた会則により常置の機能別委員会と分野別委員会、臨時の課題別委員会等を設置して、諸活動を展開している。分科会、小分科会、小委員会等は、本会議の目的を実行するための活動を、学問的な専門性等に裏付けられた体制で適切に展開するために、必要に応じて委員会のもとに臨時的に設置されるものであり、その設置や委員の構成の仕方は、本会議の取り組むべき課題を検討する中で不斷に見直されるべきものである。

分科会等の役割とあり方の見直しについては「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」において以下の通り提起されており、今期から来期にかけて取り組むべき必須の課題である。今般、分野別委員会に置かれる分科会等について第25期の現状を踏まえ課題を整理した。「よりよい役割発揮」に示した観点に依拠しつつ、検討結果をふまえた形で第27期期首から新たな方針と体制のもとで分科会等の活動が行われるよう、第26期において分科会等の活動の内容や設置のあり方について検討を進めていただきたい。

● 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議第182回総会）

2 日本学術会議の意思の表出と科学的助言機能の強化

科学的助言を意味あるものとするためには、提言等を策定する委員会・分科会で活動する会員・連携会員が、日本学術会議の行う科学的助言の意義と固有の性格を深く理解する必要があります。個別分野の観点にとどまることなく、そこからのボトムアップの発想と学術総体の観点、さらに多様で時に相互に矛盾・対立する社会的要請との間の調整に留意しつつ、対象を明確化した公正で適切な課題設定を行う仕組みの構築が必要です。同時に、日本学術会議からの意思の表出に求められる中長期的視点と俯瞰的視野と分野横断的な検討の3点が担保されているかをつねに自己点検し、学協会等の提言との役割分担も求められます。（略）

【具体的な取組】

(1) 日本学術会議内部での意思形成の仕組みの改革

① 課題設定から意思決定までのプロセスの改革

また、第26期には新たな枠組みで審議ができるようにするために、現在の分科会設置のあり方の見直しを行い、常設的に設けるべき分科会（例えば国際学術団体対応分科会等）、数期にわたって継続的に設置する分科会、当該期限りの分科会などの整理を行

うとともに、課題適合的な合同分科会の設置を目指します【第25期中に次期の分科会設置方針を確定】。

●「科学的助言機能・「提言」等の在り方の見直しについて（案）」（令和3年12月日本学術会議第183回総会資料）

2. 分科会等の設置及び活動の見直し

- (1) すでに今期の活動が始まっていることから、直ちに抜本的是正を図ることは困難であるが、予算、人員などの条件も勘案しつつ、今期（第25期）中に可能なところから改善に着手（未活動の分科会の廃止や、関連する分科会の統合等）するとともに、次期（第26期）に向けて設置される分科会等の設置基準、適正数、適正規模（委員数）等の検討を進める。
- (2) 緊急時や新規課題に対応できるような分科会設置の手続き、あり方（期をまたいだ分科会活動を含む）等についても検討する。
- (3) 「提言」等の策定に特化しない分科会活動のあり方についても検討する。
→日本学術会議法に定められた任務等に関わる諸活動の推進にも注力する必要がある。
 - ・「科学を反映浸透させる活動」：公開シンポジウム、サイエンス・カフェ etc.
 - ・「科学に関する研究の連絡」：学協会等との対話活動、国際学術団体への関与等
- (4) 小委員会のあり方についても、早急に検討する。

分科会等の設置にあたっては、以下に整理した課題を意識しつつ、人類的、社会的課題としての重要性を備えた審議テーマを設定しているか、三部制のメリットを生かした分野横断的な議論や学協会では代替できない議論が行える体制となっているか等についてよく検討し、中長期的視野も持ちながら立ち上げる必要がある。

○学協会では代替できない審議内容

分科会等の設置にあたっては、個別分野の学協会では代替できない、本会議だからこそ実現できる審議内容であるかについても確認する必要がある。

○多様性のある委員構成

科学的助言等対応委員会での査読等を通じ、多様性のある委員構成の必要性が論じられた。第26期の分科会等の設置に際しては、審議内容（分野横断的、中長期的課題等）に応じた多様性のある委員構成となっているかについても考慮する必要がある。

○分野別委員会委員長によるガバナンス

分野別委員会に設置する分科会等の申請は、分野別委員会の審議を経て、関係するすべての部が確認した上で、当該分野別委員会の委員長が幹事会に対して行うこととなっている。この手続きのプロセスで分科会等の機能（審議内容、委員構成を含む）を意識した審議が行われているのかを再度確認する必要がある。また、公開シンポジウム・講演会等の開催や科学的助言等の発出に関しても類似の企画を調整する機能を分野別委員長が果たすことも考えられる。

第25期は本会議の様々な活動について改革が行われたが、分科会等の委員長が会員以外の場合などではその方針や趣旨が分科会等に十分伝わらず、科学的助言等の発出に支障があったとする意見もあり、第26期においては、分野別委員会委員長による分科会等のガバナンスを強化し、分科会等の委員長が責任持って運営する体制を作る必要がある。

○緊急時や新規課題に対応する分科会設置の手続きや在り方

時宜に応じた対応が可能となるよう、緊急時や新規課題に対応できるような分科会設置については、既存の委員会、分科会等を活用したり、必要に応じて新たに課題別委員会を新設したりするなどが考えられる。実際、第25期は、課題別委員会の設置や既存の会議体への審議依頼を行ったり、必要な場合は専門性を補完するため既存会議体の下部に小分科会や小委員会を設置したりすることによって適時的に対応した。こうした対応においては、四役会議から三部長に具申したのち、幹事会が機動的に機能を果たした。ただし、課題別委員会の設置には幹事会懇談会を経て次の幹事会で設置の承認を得るなど時間を要する点に課題がある。

○分科会等の数の多さ・活動実態のない分科会等

本会議には現在 509 の会議が置かれている。そのうち分野別委員会に置かれる分科会は 242、小委員会は 101 にのぼる。

これらの分科会等の主要な活動として「意思の表出」と「学術フォーラム・公開シンポジウムの開催」がある。第25期中の意思の表出は、提言 3 件、見解 31 件、報告 25 件である。また意思の表出ではないが、「記録」についても 31 件を公表している。

一方で、分科会等の中には、第25期を通じて会議の開催回数が 0 回とそもそも活動実態がない分科会等が 5 あり、また会議の開催回数が 1 ~ 2 回と活動が低調と言える分科会等も 53 ある。

○分科会等における委員数

委員数については、30 人以下の分科会等が総数の 96% を占めているが、一方で所属人数 31 人以上の分科会等も複数存在している。

委員数が多い分科会等においては、本会議の方針などの伝達が主たる目的になっている場合もあり、委員数について、分科会のあり方や成熟した議論の場という機能と勘案して検討する必要がある。

○会員・連携会員の分科会等の所属数について

所属する分科会等が全くない連携会員が一定数存在することは課題である。当該課題の解消のため、期の早い段階で分科会活動について連携会員に具体的に情報提供する機会を設けたり、会員が連携会員に対し分科会への参加を促すため連携会員の専門性を分かりやすく公表するなどが会員から要望されてきた。一方で、所属する分科会が極端に多い会員・連携会員への負担についてもあわせて検討する必要がある。

○委員長の任期

同一の者が長期にわたって分科会等の委員長を務めている事例が見受けられる。長期にわたって同一の者が委員長を務めることについては、その在り方について検討する必要がある。

○分科会等の活動費や事務局支援体制

分科会等の活動に対しては、本来、会議毎に決められた金額の手当を支給すべきところであるが、現状、活動に対する手当が十分に支払われているとは言えない状況である。

また、分科会等の運営をサポートする事務局体制も十分であるとは言えない状況である。上述したとおり、現在日本学術会議には 509 の会議が置かれているが、当該会議を担当する事務局職員は約 40 名にとどまっており、職員一人が複数の会議を並行してサポートせざるを得ない状況である。

以上